

小学生の進路・進学

分かる と 快感!

Z会ナビ

算数

理科

▶歴史

地理

「市制・町村制」の制定の理由を記した次の史料を読み、正しいものを、下の①～③のうちから1つ選びなさい。

分権の主義に依り行政事務を地方に分任し、国民をして公同(＝公共のこと)の事務を負担せしめ、以て自治の実を全からしめんとするには、地方の人民をして名譽の爲め、無給にして其職を執らしむるを要す。而して之を担任するは其地方人民の義務と爲す。方めて多く地方の名望ある者を挙げて此任に當らしむ。

- ①市町村の行政事務を担当する者には、給与を支払うことが原則とされた。
- ②市町村の行政事務を担うのは、国民の義務であると考えた。
- ③市町村の行政事務は、名望にかかわらず平等に担うこととされた。

歴史も、先日行われた大学入試センター試験からの出題です。日本史の問題では、現在に伝わる古い記録(史料と呼んでいます)を読み解く問題が必ず出題されます。現在とは違う言葉づかいでちょっとわかりにくく感じるかもしれませんが、今回はこの問題に挑戦しましょう。明治時代になり、憲法が作られたり、内閣制度が作られたりと、さまざまな改革が行われました。今回取り上げている市制・町村制もその一つで、地方自治の制度の基礎となった法律です。

お題

明治時代に書かれた文章を読んでみよう!

(大学入試センター試験 2012年 日本史B)



イラスト：瑞木匠

史料を読み解く

史料を読んでみよう!

①～③の文に対応する部分を順番に読んでいきましょう。まず①について、史料の4行目から「地方の人民をして名譽の爲め、無給にして其職を執らしむるを要す」とあります。「無給で働かせる」という意味ですので、①は×です。

②について、2行目から「国民をして公同の事務を負担せしめ」、6行目から「之を担任するは其地方人民の義務と爲す」とあります。「国

民に共同の事務を負担させる」「これ(＝地方の行政事務)を担当するのはその地方の住民の義務」という意味ですので、②は○です。

③について、6行目から「方めて多く地方の名望ある者を挙げて此任に當らしむ」とあります。「できる限り多くの地方の名望のある者をこの仕事(＝地方の行政事務)にあてる」という意味ですので、③は×です。「名望」は一般的には「名声と人望」の意味ですが、主に地主や資産家など、社会への発言力がある裕福な人々をさします。お金に困らない人々なので、行政事務は無給でも、問題なかったわけです。

市制・町村制が制定されたのは1888年。市町村といった地方公共団体を整備した法律でしたが、史料にあるように、農民や労働者ではなく、地主や資産家を中心とした制度でした。市長は政府から任命され、市町村の議員は財産による投票制限つきの選挙で選ばれました。無給で働いてくれるとはいえ、一部の人の意見しか反映されない制度だったのです。

【Z会・河原井彩】

! 今回の教訓

100年以上前に書かれた文章でも、わかる単語を手掛かりに、落ち着いて読んでみましょう。



河原井彩さん 2007年にZ会入社。大学受験用の日本史、政治・経済の教材編集を担当。趣味は乗り物に乗ること。将来は猫と2人暮らし(希望)。新潟県生まれの埼玉県育ち。